

8月から介護保険サービスの利用者負担額が変わります

介護保険制度の改正により、一定額以上の所得がある方に対する介護サービスの利用者負担の見直しが行われ、令和3年8月1日から変更となります。

1 高額介護(介護予防)サービス費支給制度

同月に利用した介護サービス利用者負担額の世帯の合計額が、下記の上限額を超えたときは、超えた分が高額介護サービス費として払い戻される制度です。

このたびの改正により、利用者負担の区分が以下のとおり細分化されます。

従来の区分		令和3年8月から細分化される区分	
利用者負担区分	世帯上限額(月額)	利用者負担区分	世帯上限額(月額)
●現役並み所得者相当の方 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる方	44,400円	●課税所得690万円以上の方	140,100円
●市町村民税課税世帯で上記以外の方	44,400円	●課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円
●市町村民税非課税世帯の方	24,600円	●課税所得145万円以上380万円未満の方	44,400円
●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	24,600円		
●高齢福祉年金の受給者	※1 15,000円		
●生活保護の受給者	※2 15,000円		

※1 世帯の介護サービス利用者が1人の場合の上限額です。
※2 生活保護の受給者は個人単位での上限額となります。

2 食費・居住費の負担軽減(特定入所者介護サービス費)

特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型医療施設等の入所およびショートステイの食費・居住費が減額になる制度です。

このたびの改正により、利用者負担段階の区分および段階毎の預貯金要件が以下のとおり細分化されます。

利用者負担区分		食費		居住費			
		入所	ショートステイ	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が市町村民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	320円 (490円)	0円
第2段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	390円	390円 ↓R3.8 600円	820円	490円	420円 (490円)	370円
第3段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円を超える方	650円	650円 ↓R3.8 1,000円	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円
	令和3年8月分から 第3段階① 本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方						
	令和3年8月分から 第3段階② 本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円

() は老人保健施設・療養型医療施設の費用

従来の預貯金要件	令和3年8月からの預貯金要件
段階に関わらず 単身1,000万円、夫婦2,000万円以内	第1段階 : 単身1,000万円、夫婦2,000万円以内 第2段階 : 単身 650万円、夫婦1,650万円以内 第3段階① : 単身 550万円、夫婦1,550万円以内 第3段階② : 単身 500万円、夫婦1,500万円以内